

倫理・コンプライアンス規程

令和5年9月29日制定

第1章 総則

第1条（総則）

この規程は、特定非営利活動法人ピッコラーレ（以下「ピッコラーレ」という）の倫理およびコンプライアンスに関する行動基準を定めるものとする。

第2条（目的）

この規程は、ピッコラーレの倫理を確立し、法令・規範を遵守する組織風土を育むとともに、社会的に有用な事業活動を行うことを通じて、受益者、支援者、サービス利用者、取引先、協働先その他のステークホルダー（以下「ステークホルダー」という）からの信頼を得る目的で定めるものとする。

第3条（適用範囲）

この規程は、ピッコラーレの役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用される。

なお、職員には、正職員・有期契約職員・パート職員・嘱託員・インターン等、ピッコラーレの業務に関わる全ての者が含まれる。

第4条（役員の責務）

ピッコラーレの役員は、この規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底するものとする。

第5条（コンプライアンス担当）

- 1 コンプライアンスを担当する職員は事務局長とする。
- 2 事務局長は以下の取り組みを行い、役職員に定期的実施する自己申告の機会を通じて、コンプライアンス違反を早期に発見し、迅速な是正対策を図る。
 - ① コンプライアンス施策の検討及び実施
 - ② コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

- ③ コンプライアンス違反事件について原因の究明、再発防止策を策定
- ④ コンプライアンス違反事件についての原因究明結果と対応方法、再発防止策の公表

第2章 行動基準

第6条（組織の使命及び社会的責任）

ピッコラーレは、にんしんをきっかけに誰もが孤立することなく自由に幸せに生きていく社会をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

第7条（法令等の遵守）

- 1 ピッコラーレ及び役職員は、関連法令及びこの法人の定款、規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。
- 2 ピッコラーレは、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく以下のとおり対応しなければならない。
 - (1) 速やかに事務局長に報告又は相談を行う。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。
 - (2) 事務局長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為及びハラスメント行為の事象を知ったときは、直ちにその旨を代表理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、代表理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。ただし、当該行為の加害者又は加害者の可能性がある者が代表理事である場合には、代表理事に代えて、内部通報担当役員又は規程により指定された者が承認する。
 - (3) 役職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ代表理事又は事務局長に相談する。

第8条（社会的信用の維持）

ピッコラーレは、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第9条（基本的人権の尊重）

- 1 ピッコラーレは、役職員の人格・個性・多様性を尊重し、安全で働きやすい環境を実現するように努める。
- 2 ピッコラーレは、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

第10条（役職員の責務）

役職員は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

第11条（利益相反の防止）

- 1 ピッコラーレは、役職員及びステークホルダーに対し、特別の利益を与えない。
- 2 ピッコラーレは、当法人と役員（役員またはその親族が代表を務める他の法人・団体を含む）との間の取引その他当法人と役員の利益が相反する事項について、役員自ら申告をさせた上で理事会に諮り、その是非を判断するとともに、不適切な取引については迅速な発見及び是正を図る。

第12条（安全・衛生対策）

ピッコラーレは、すべてのステークホルダーの安全と健康を確保するために、事業所およびイベント会場等において、可能な限り必要な安全・衛生対策を講じる。

第13条（内部通報）

ピッコラーレは、法人内外におけるリスクの早期発見・早期対応を目的として、内部通報担当役員を任命するとともに、規程を整備のうえ、内部通報窓口を設置する。

第14条（トラブルへの対応）

ピッコラーレは、ピッコラーレの提供するサービスに関して、ステークホルダーとの間でトラブルが生じたときは、迅速かつ誠実に対応する。

第15条（知的財産の保護および尊重）

- 1 ピッコラーレは、法人内で創出された知的財産の保護を徹底し、また、第三者の知的財産を尊重し、これを侵害しない。
- 2 ピッコラーレの役職員が業務遂行上著作、発明、考案をした場合は、その著作権、特許、実用新案権などの知的財産は、法人に帰属するものとする。

第16条（情報の管理）

- 1 ピッコラーレは、業務を通じて取得した情報は、関連する法令を遵守して厳重に管理する。
- 2 ピッコラーレは、個人情報保護方針に基づき、個人情報の厳正な管理・取り扱いを徹底する。

第17条（情報の開示）

- 1 ピッコラーレは、保存すべき情報を適正に管理し、必要な時に正確な開示ができる状態を保つ。
- 2 ピッコラーレは、会計資料に不正な記録や誤解を招くような記録を行わない。

第3章 規程違反の対応

第18条（規程違反への対応）

- 1 ピッコラーレは、この規程に違反する重大な事案が生じたときは、ピッコラーレを挙げて問題の解決にあたり、原因の究明、再発の防止に努める。
- 2 ピッコラーレは、発生した事案について、内外に対して迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たす。
- 3 ピッコラーレは、違反に関与した役職員を諸規程に照らし厳正に処分するものとする。

第19条（改廃）

この規程の改廃は、全監事の同意及び理事会の決議による。

附則

(施行日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。